

伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点

〈その一〉生物・医学的問題点

市川定夫

リスト

1978.7.1 (No.668)

いわゆる伊方原発行政訴訟は、原子力発電（原発）の是非を問う我が国初の訴訟であった。四年八ヶ月にわたる三六回の弁論を通して、形のうえでは、関連法規の違憲性や許可処分手続の形式的および内容的違法性が争われたが、実質的には、原発の「安全性」をめぐる全面的な「科学論争」が展開されたのである。このことは、原告（住民）側一二、被告（国）側九、計二一名もの科学者、専門家が証人として出廷したことからも明らかであろう。

原発の「安全性」は、世界各国で論議的となっており、「安全性」への危惧が原発の推進をどの国でも大幅に遅滞させているのが現状である。したがって、その「安全性」が法廷で争われた例も多

はじめに

く、危険性を認めて設置許可を取り消した判例も西ドイツ、アメリカなどで出ているが、全面的な「科学論争」が展開されたのは、伊方訴訟が世界でも初めての事例であって、その判決の行方は、国内

外の注目を集めていたのである。
しかしながら、去る四月二十五日に下された松山地裁の判決は、訴訟の過程における白熱の「科学論争」とその中で国側がたびたび論破され破綻した事実に照らして、あまりにも一方的な原告敗訴を内

微量放射線の危険

に、一方的な証拠採用と予断に、誤解や誤り替えがからみ、あるいは詭弁がこれを継つてなされたものであって、とうてい客觀性を堅持したものとは言えないものである。

二 微量放射線の危険

判決は、実験動植物における低線量、微量元素域での突然変異率と線量との比

られた。判決は、国側の容としたものであった。判決は、国側のさまざまな主張をそのまま書き写し、それぞれ「……との判断（評価）は相当と認められる」と断じたうえで、「原告らの主張は、右認定に照らして採用できぬ」と退ける手法を随所に用いており、も全面的に認め（判決理由C-b-1～五頁）、さらに、突然変異倍加線量（自然状態と等量の突然変異を発生せしめる線量）が、ムラサキユクサで「ないし数

に、一方的な証拠採用と予断に、誤解や誤り替えがからみ、あるいは詭弁がこれを継つてなされたものであって、とうてい客觀性を堅持したものとは言えないものである。

判決は、実験動植物における低線量、微量元素域での突然変異率と線量との比

例関係、ムラサキユクサの実験材料としての優秀性とミリレム単位の微量元素量による影響が判明せず、しかも、動植物において低線量、微量元素域における放射線被ばくの影響が判明している以上、しきい値が存在しないと考えるのが望ましい」（同C-b-1～二頁）としている。

したがって、判決は、「人類について低線量、微量元素域における放射線被ばくによる影響が判明せず、しかも、動植物において低線量、微量元素域における放射線被ばくの影響が判明している以上、しきい値が存在しないと考えるのが望ましい」（同C-b-1～二頁）としている。

レム、シヨウジョウバエでハレムであり、人類については「五ないし三〇レムと推定されていることも、原告の主張どおり認めている（同C-b-1～八頁）。すなわち、微量元素による遺伝的障害の発生を基本的に認めたわけである。

また、晚発性障害に関する妊娠中に下腹部もしくは骨盤部に診断用放射線照射（数レム以内）を受けた母親から出生した幼児の白血病発生率または白血病死亡率が統計学的に高いというイギリスやアメリカでの調査結果について、「これら被ばく者の放射線感受性は、成人の場合と同様できない」（同C-b-1～七頁）としながらも、これら調査結果を否定していない。広島、長崎の原爆被爆者における白血病など晚発性障害の発生について、同一研究グループによつてしきい値（これ以下では障害が発生しない線量）の有無両論が出されていることを認め（同頁）、しきい値不存在の可能性を暗に認めている。

「原発による環境放射線量の増加は数ミリレム程度」との国側の主張（内部被ばく無視の主張）どおりの予断を持つていた何よりの証拠である。なお、静岡県などの測定でヨー素一三一が検出されていないのは、原告主張どおり、これを特定して検出していないからにすぎないのである。

六 被ばく評価をうのみ

判決は、本件安全審査における気体廢棄物による被ばく評価については、評価のための仮定（燃料被覆管破損率、各種の放出量、放出頻度、風向頻度、放出の高さ、拡散の様態、風洞実験上の模擬など）、評価法（放射性ヨー素は無視）およびその他の国の主張をすべて羅列してこれを全面的に相当と認め（同C-b-一九〇三〇頁）、同型の玄海二号炉との評価法における喰い違い、風洞実験の非現実性、浜岡原発周辺における評価以上の環境放射線の増加、福島原発や敦賀原発周辺でのヨバルト六〇その他の検出など、原告指摘の問題点はあっても、いずれも「前記認定を左右するものでない」（同C-b-一三〇～三三頁）としたうえ、

原告が過去の実績や安全側に立った仮定に基づき算出した、國の評価をはるかに上回る評価値については、すべて「前記真剣かつ縝密に対比したうえで判断する」などとし

七 むすび

以上述べてきたように、今回の判決に基づいてきたようだ。今回の判決は、原告、被告両者の主張を、予断なくかた断を持って取捨選択した結果なのである。裁判所は、伊方原発がこの行を相当とし、原告の主張を退けているのである（同C-b-一三五～四二頁）。

すなわち、国側の主張は、前記ムラサキツニクサの実験を否定するなら当然否定されるべき、はるかに問題の多い風洞実験も含め、明白な理由も掲げず一方的に採用認定し、原告の主張はすべてその認定に違つとして退けたのである。そこには、当否の判断は存在せず、合理性のない断定のみが見られるのである。

また、大事故の際に周辺住民の被ばくが一定線量以下になるかどうか、事実上の審査基準としている「めやす線量」（全身二五レム、甲状腺三〇〇レムなど）が判断の一つの基準であることを認めたにもかかわらず、判決は、「現実にこの線量の被ばくをすることは予定されていない」（同C-e-一四六頁）として、その危険性と違法性の判断を避けてしまつてゐる。詭弁以外の何ものでもない。

かかる「安全」判決には、行政における裁判所の姿は顕著に見られて、国内外の注目に応える説得力は、何ら見出しえないのである。

（いしかわ・さだお＝埼玉大学理学部助教授）

認定すべく、提出された諸証拠を都合よくかつ予断を持って取捨選択した結果なのである。裁判所は、伊方原発がこの行を相当とし、原告の主張を退けているのである。裁判所は、伊方原発がこの行を相当とし、原告の主張を退けているのである（同C-b-一三五～四二頁）。

すなわち、国側の主張は、前記ムラサキツニクサの実験を否定するなら当然否定されるべき、はるかに問題の多い風洞実験も含め、明白な理由も掲げず一方的に採用認定し、原告の主張はすべてその認定に違つとして退けたのである。そこには、当否の判断は存在せず、合理性のない断定のみが見られるのである。

また、大事故の際に周辺住民の被ばくが一定線量以下になるかどうか、事実上の審査基準としている「めやす線量」（全身二五レム、甲状腺三〇〇レムなど）が判断の一つの基準であることを認めたにもかかわらず、判決は、「現実にこの線量の被ばくをすることは予定されていない」（同C-e-一四六頁）として、その危険性と違法性の判断を避けてしまつてゐる。詭弁以外の何ものでもない。

別冊JURIST 39号

統判例展望

—判例理論の再検討—

□法律学の各分野における重要な問題点について、わが国の判例の流れと判例法のとっている理論を解明し、学問的・実際的な観点から徹底的に再検討を加えた総合判例研究。
□判例展望——判例理論の再検討(500号記念特集)に盛りきれなかった重要な項目を収録。

□定価950円 B·5判330頁 有斐閣